



フジコーポレーション 会長

## 山口 藤吉郎氏

――廃棄物処理を取り巻く環境をどう見るか。

「東日本大震災以降、放射性汚染廃棄物の中間貯蔵・処分場の施設設置に對して、国民は大きな不安を抱いている。それは残念ながらわれわれ廃棄物専門業者が、ハード（技術面）、ソフト（管理面）共に、ブランド力を構築していることができなかった。これらの廃棄物処理は、まず廃棄物処理の各事業所が高い技術力を持つことが必要だ。技術力を有することによって安全が確保できる。安全を確保しなければ、安心は確保できない。

震災を契機に、全国での安全・安心が確保された廃棄物の処理およびリサイクルの流れを構築す

ることがより重要となってきた。震災で発生した廃棄物の中間処理や最終処分については、早急に放射性物質に汚染されたものの安全な処理体制を確保してできるだけ早く完了し、国民の安全性を確保する必要があると強く感じている。

こうした国民が安心して暮らせるための廃棄物の処理・リサイクルの取り組みには、ハードの開発や推進だけでなくソフトの充実が不可欠で、それを総括する組織の構築、それらに係る人的資源の確保、育成など一連の流れをパッケージ化していく必要がある。こうした取り組みが、国民の安全・安心を確保するためのキーポイントとなると考えている。こうした

パッケージ化が実現した後は、パッケージの海外展開も視野に入れ、廃棄物・リサイクルの安全・安心を日本のみならずグローバル化していくこと

準や維持管理基準のハードルが低い。そのため、県民に對して十分な安心を提供するにはまだ至っていないと思う。

こうしたことから、将来の有識者などから志を同じくする人たちに参画してもらい、この監査機関の設置に向けて取り組んでいく考えだ。監査機関が各施設におけるハ

ると、有機の部分が分解して地盤沈下が起こり、雨水が有機の部分のみ水口となって水処理施設に入っていく。そのようなハードで処分場の廃止ができるはずがない。その上維持管理積立金も最高で18年となくなっている。事例がほとんどない状況で何を根拠に18年としているのか。もっと根拠のある施設の設置基

いくべきか。

「最低でも有機・無機は分けて埋め立てを行うべきだ。無機のものについては、コンクリート固化という方法を用いることによって、あらゆる物質を封じ込め溶出の抑制を図るといった工夫で当社が実績を持っている。これは放射性物質を含む焼却灰の溶出抑制にも有効であることが、国立環境研究所との実証で証明されている。管理型でも最低有機・無機の2つに分けて管理しなければ、現状積み上げている維持管理積立金のみで廃止までに至る運用を行うことは不可能だと思つ」

また、許可を与える各都道府県の担当者は一定期間で異動になってしまう。担当者によって対応が変わる懸念もあるが、監査機関が介入することで設置から廃止に至るまでの間、当初の思想を反映させた一律で間違えのない運営が可能になる。どのような形態で行うかは未定だが、数年の間には絶対に実現させるつもりだ。これを通じて、廃棄物処理におけるISOのようなマニュアルを確立させていきたいと考えている。それが国民の安全・安心につながることを確信している」

# 廃棄物処理の監査機関を

## 国民に安心される業界に

も必要だと思つ」

――具体的にどうするべきか。

「廃棄物処理法はハードルが低すぎる。われわれが拠点を置く長野県は、廃棄物処理法に基づくハード面・ソフト面の総合的な指導を行っており、こうした部分は評価できる。しかし、そのよ

来に向けて中間処理施設や最終処分場を対象とした監査機関を設置し、処分処分に関わる全ての技術監督・管理監督を実現することが、廃棄物処理業が国民が安心と認める業種になることにつながる。私自身も、引き続き自社のハード・ソフトの両面のレベルアップを図ると同時に、今後各専門分野に精通す

ド、ソフトを究明し監査をしていくことが国民が安心を得られる方法の一つだと思つている」

――現在の法律の問題点は、

「例えば管理型最終処分場は、有機のものも無機のものも受け入れてよいこととなっている。これは安全・安心は得られない。有機・無機をミックスで埋め立て・覆土を

準、埋め立て基準、維持管理基準を設けなければ国民の安心は得られない。本気で適正な廃棄物の処理・処分が正しく法律に定められていたら、今回の放射性廃棄物の問題についても、これほど国民が不安を抱くこともなかったのではないだろうか」

――最終処分場はどのように維持管理を行つていくべきか。

「最低でも有機・無機は分けて埋め立てを行うべきだ。無機のものについては、コンクリート固化という方法を用いることによって、あらゆる物質を封じ込め溶出の抑制を図るといった工夫で当社が実績を持っている。これは放射性物質を含む焼却灰の溶出抑制にも有効であることが、国立環境研究所との実証で証明されている。管理型でも最低有機・無機の2つに分けて管理しなければ、現状積み上げている維持管理積立金のみで廃止までに至る運用を行うことは不可能だと思つ」

また、許可を与える各都道府県の担当者は一定期間で異動になってしまう。担当者によって対応が変わる懸念もあるが、監査機関が介入することで設置から廃止に至るまでの間、当初の思想を反映させた一律で間違えのない運営が可能になる。どのような形態で行うかは未定だが、数年の間には絶対に実現させるつもりだ。これを通じて、廃棄物処理におけるISOのようなマニュアルを確立させていきたいと考えている。それが国民の安全・安心につながることを確信している」